

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約)

署名 一九五一年九月八日サンフランシスコ
効力発生 一九五二年四月二八日(日本国)一九五二年一月一八日(合衆国)同日批准 一九五二年四月二八日(公布) 一九五二年六月二三日(新日米安保条約第九条) 参照

失効 一九六〇年六月二三日(新日米安保条約第九条) 参照

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸進的に自ら責任を負うことを期待する。よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条(駐留軍の使用目的) 平和条約及びこの条約の効力発生

と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許すし、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際的平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎを鎮圧しようを鎮圧し、外部から日本国の要請に依つて与えられた援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができ、

第二条(第三国の駐兵の禁止) 第一条に掲げる権利が行使される地は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくしては、基地における若しくは基地に關する権利、同意若しくは、権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許すな。

第三条(行政協定) アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条(効力終了) この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際的平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集团的な安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めたる時はいつでも効力を失ふものとする。

第五条(批准) この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

吉田アチソン交換公文
(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、国際連合がこの条約に従つてとるべき行動についてもあらゆる援助を國際連合に乞ふことを要する。國際連合憲章第二条に掲げる義務を引き受けることになり

ます。われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに

対して、國際連合及びその加盟国は、行動をとつています。千九百五十年七月一日安全保障理事会決議に従つて、合衆国の下に國際連合統一司令部が設置され、総会は、千九百五十二年二月一日の決議によつて、すべての国及び当局に対して、國際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう、且つ、侵略者にかかる援助を与えること、横暴に要請しました。連合国最高司令官の承認を得て、日本国は、施設及び機務を國際連合加盟国とその軍隊が國際連合の行動に参加しているものに供することによつて、國際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まつておらず、不幸にして、國際連合の行動を支持するため日本国における施設及び機務の必要が継続し、又は再び生ずるかも知れないから、本長官は、平和条約の効力発生の際に一又は二以上の國際連合加盟国の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合に、当該一又は二以上の加盟国がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本

の施設及び機務の使用に伴う費用が現在とおりには又は日本国と当該國際連合加盟国との間で別に合意されたとおりに負担されることを、貴国政府に代つて確認されれば幸であります。合衆国に關する限りは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目

を定める行政協定に従つて合衆国に供せられるところをこえる施設及び機務の使用は、現在とおりには、合衆国の負担においてなされるものであります。

本長官は、貴大臣に敬意を表します。
千九百五十二年九月八日
日本国内閣総理大臣 吉田茂殿

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日本国の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。(合衆国側書簡略)

本大臣は、貴簡の内容を十分に了承した上で、政府に代つて、平和条約の効力発生の際に一又は二以上の國際連合加盟国の軍隊

デイーン・アチソン



が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意されるとおりに負担されることを、確認する光栄を有します。合衆国に関する限りは、日本国と合衆国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従つて合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴長官に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

日本国内閣総理大臣

外務大臣 吉田茂

アメリカ合衆国務長官 デイーン・アチソン殿

